

の結果が一部未採用の事、取次されておることは余りに不可解にて自認休
 しの東京市の立場から他の営利事業或は会社工場と異り解雇者に対し
 其の事、放任すべからず印時復職を容認するべからずことを確信するもの
 でありませう。

吾々以上の上の立場より要求書を提出し市当局理事者の誠意ある回答を得んとする
 も不ありませう。

昭和五年十一月

對市共同團争委員会

東京交通労働組合
 東京市従業員組合
 東京電氣労働組合

(東交)

昭和五年十二月十三日

東京市電氣局

一 收入低下絶對及對

(1) 減車政策絶對及對

回答 明年度予算ニ於テハ五年後ノ実績ニ比シ減車スル意志ナシ

(2) 非乗務者昇給率半減及對

回答 従來ノ如ク取扱フ

(3) 少年車掌停年制による減首及對

回答 成績優秀ナル者ハ成年車掌ニ轉職セシムル方針ナリ

(4) 窓行制の即時撤廢

回答 容認シ難シ

二 來年度百五十万圓貸銀引下げ絶對及對

(1) 昇給及年功加俸半減絶對及對

回答 昇給及年功加俸半減ハ之ヲ撤回シ出入庫補助車掌手当ヲ廢ス